

令和8年度事業計画

自 令和8年4月1日 ～ 至 令和9年3月31日

I. 事業活動基本方針

令和8年度は、続く物価高、急変する国際情勢の国内への波及、また猛暑やクマ被害といった自然の猛威への対応を的確に行い、事業展開を維持発展させていけるかが問われるものとなる。当会は、引き続き法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、税務機関、関係団体との連携協調を図りながら積極的に各種事業活動に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、こうした活動を一層充実したものにするために組織・財政基盤の確保、充実が必要となる。法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、引き続き基盤強化の活動を展開し、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む。

II. 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修会・セミナー事業

税知識の一層の普及・啓発に努めることとし、会員を含めた多数の企業及び市民を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。開催時には、税に関するより効果的な資料・教材を選定配付して税知識の一層の普及啓発を図る。

(2) 講演会事業

政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、「税」を身近に感じることができるよう、会員企業はもとより、一般企業及び市民からも幅広く参加を募り、社会情勢等に即したテーマの講演会を開催する。

(3) 租税教育事業

次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため、租税教育の充実に努める。これに資するため新津税務署管内の小中学校を対象にした青年部会による「租税教室」、女性部会による小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を租税教育用教材等の配付と共に継続して推進する。

(4) 税の広報事業

改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知及び添付書類も含めた e-Tax の普及・定着に向けた取り組み及びキャッシュレス納付の利用拡大に向けた取り組みに資するための PR 活動など、税関連広報を行う。このため、本会のホームページや広報誌に必要な情報を掲載し、広報誌は公共施設や金融機関窓口等に配置して多くの市民の方々へ税務情報を周知する。

また、女性部による「税に関する絵はがきコンクール」応募作品の展示を新津税務署管内確定申告会場などで行い、税の大切さを伝える。

さらに、イベント会場で、税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布するなど、市民に税への関心を持ってもらう事業を実施する。

(5) 税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業

高市早苗首相をはじめ与党が提唱する消費税減税、金利の上昇に伴う国債利払いの増加が現実味を帯びるなか、中小企業に必要な設備投資や事業構造改革のための新たな財政再建目標の策定と、地域活性化の中心的な役割を担う中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援について、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言を行っていく。

この事業として、本年度も法人各社へ税に関するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望を取りまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施していく。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要なことであることから、国税当局と協力し、研修会・セミナー等の開催時に、国税庁後援による「自主点検チェックシート」を活用し、税務コンプライアンスに積極的に取り組んでいく。

2. 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会の活性化、地域経済の改善に役立つことを目的として、会員及び一般市民を対象に政治経済情勢の情報、健康情報、福祉的情報等の講演会や実務セミナーを開催する。講師については、行政関係者、医師、大学教授、経営実務コンサルタント等、広範囲な分野の専門家の中から選定する。

また、インターネットセミナー（オンデマンド）を引き続き配信し、会員企業での各種研修会等で役立てていただくよう随時発信していく。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

各種講演会・セミナー・税務研修会の開催時等に、職場や家庭で不要となったタオル・古切手等を収集して社会福祉協議会や介護福祉施設等へ寄贈することや「いちごプロジェクト」を通じた節電の呼びかけを行うことにより福祉問題や環境問題の改善に向けて取り組み、地域社会に貢献する。

3. 会組織の充実、福利厚生に資する事業

(1) 組織強化・基盤の安定

法人会活動を充実させるためには、組織・基盤の強化が不可欠である。会員数の維持・増加を図るために会員増強月間を設け法人会が一丸となって新規会員募集の推進を行う。また、退会防止策の実施、会員相互の協力を緊密化し、より効果的な活動を実施していく。

(2) 福利厚生事業

会員企業の福利厚生の向上に資するため、また法人会の財政基盤の安定化を図るため、提携保険3社との連携強化により会員企業を守るための福利厚生制度の拡大と制度収入の増加を目指した推進に努める。

(3) 青年・女性部会の充実

① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強活動」について引き続き積極的な展開を図る。

② 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として新津税務署管内の小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や社会貢献活動に積極的に取り組む。

(4) 広報活動の充実

社会貢献活動等を通じて地域に法人会の知名度を向上させるとともに、ホームページの充実、ポスターの掲示、公共施設・金融機関等への会報の配置、地元情報誌への掲載等、税に関する情報や法人会の活動内容を広く周知する。

4. 会員支援事業と親睦事業並びに友誼団体との連携強化を図る事業

(1) 会員支援事業

会員支援のために、会員企業の経理業務に永年従事され、功労のあった方に対し、優良経理担当職員の表彰を行う。これにより一層の納税協力活動推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報していく。

(2) 会員親睦事業

異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会・講習会等の事業を行う。

(3) 友誼団体との連携強化

本会の活動に関する所管官庁との連携を強化する。

5. 管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法に則り諸会議を開催し、所要の体制整備を行う。

また、令和6年の公益法人制度改革により令和7年4月から施行された改正公益認定法への対応を行い、所管官庁への提出文書、開示資料等を新様式に改める。

さらに、事務局員が全法連・局連・県連のセミナーに積極的に参加し、職員の資質技能の向上を図るとともに、ガバナンスの構築により事務局の基盤強化に努める。

6. その他、本会の目的達成に必要な事業